

## 飯能市議会だより有料広告掲載に関する事務取扱要領

令和3年10月28日 議長決裁

(趣旨)

第1条 この要領は、飯能市有料広告掲載等に関する要綱（以下「要綱」という。）及び広報はんのう有料広告掲載基準（以下「基準」という。）の規定に準じて、本市議会が発行する飯能市議会だより（以下「市議会だより」という。）に有料広告（以下「広告」という。）を掲載することに関し必要な事項を定めるものとする。

(広告の位置)

第2条 広告の掲載位置は、市議会が指定するものとする。

(広告の掲載回数)

第3条 広告を掲載する号及び回数は、5月1日号、8月1日号、11月1日号、2月1日号の年4回とする。

(広告の規格及び掲載料)

第4条 広告の掲載規格及び掲載料等は、別表1のとおりとする。

(広告掲載の範囲及び基準等)

第5条 市議会だよりに掲載できる広告の範囲及びその内容は、要綱第3条の規定及び基準に適合するものであるほか、市議会だよりとしての品位、公共性及び公益性を保つもので、市民に不利益を与えないものとする。

2 市ホームページの市議会だより（PDF形式）では、広告の掲載は行わない。

(広告掲載希望者の募集)

第6条 広告の掲載を希望する者の募集は、市ホームページ、市議会だより等により行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第7条 市議会だよりへの広告掲載を希望する者は、飯能市議会だより有料広告掲載申込書（様式第1号）に必要書類を添えて、掲載を希望する市議会だより発行日の2か月前までに、議長に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第8条 議長は、広告掲載の申込みを受けたときは、内容を審査し、広告掲載の可否を決定し、飯能市議会だより有料広告掲載決定（却下）通知書（様式第2号）を送付するものとする。

2 議長は、掲載内容に疑義があるときは、飯能市議会広報委員会に意見を求めることができる。

(広告掲載料の納付)

第9条 広告掲載料は、掲載が決定した後、指定する期日までに、指定の納入通知書により一括前納するものとする。

(広告主の責務)

第10条 広告の原稿は、広告主の責任と負担で作成するものとし、広告の内容等に関する責任は、広告主が負うものとする。

(広告内容等の変更)

第11条 議長は、広告の内容等が法令に違反するおそれがあるときその他適当でないと認めるときは、広告主に対して広告の内容等の変更を求めることができる。

(広告掲載の取消し)

第12条 議長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、広告主への催告等をすることなく、広告の掲載を取り消すことができる。

(1) 指定する期日までに広告掲載料が納付されなかったとき。

(2) その他広告掲載が適切でないと判断したとき。

(広告掲載の取り下げ)

第13条 広告主は、自己の都合により広告の掲載を取り止めるときは、書面を添えて広告掲載の取り下げを議長に申し出ることができる。

(広告掲載料の還付等)

第14条 既に納入された広告掲載料は、還付しない。ただし、広告主の責めに帰することのできない理由により広告の掲載等を取り消したときその他やむを得ない理由があると認められるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、市議会だよりの広告掲載に関し必要な事項は、議長が定める。

附 則

この要領は、令和3年10月28日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

1 掲載規格及び掲載料

種別	掲載規格 (タテ×ヨコ)	掲載位置	刷色	掲載料 (1 枠 1 号につき)
1号広告	45 mm× 60 mm	広告欄(記事下1段)	1色のみ	10,000 円
2号広告	45 mm×120 mm	〃	〃	20,000 円
3号広告	45 mm×185 mm	〃	〃	30,000 円
4号広告	45 mm× 90 mm	〃	〃	15,000 円

様式第1号（第7条関係）

飯能市議会だより有料広告掲載申込書

年 月 日

（あて先）飯能市議会議長

申込者 住所  
法人（団体）名  
代表者 職・氏名  
電話番号  
担当者氏名

飯能市議会だより有料広告掲載に関する事務取扱要領第7条の規定により、  
下記のとおり申し込みます。

なお、広告の掲載等に当たっては、裏面記載の条件を遵守します。

記

掲載を希望する発行号	月 1 日発行号
掲載を希望する規格	号
備考	

※同意事項

申込みに当たり、当社（団体）の飯能市分の市税納税調査に同意します。

申込者署名 \_\_\_\_\_

<添付資料>

- ① 広告の原稿（電磁的記録媒体も併せて）
- ② 申込者が市外の場合は、市民税の納税証明書（前年度分）

(裏面)

## 掲 載 条 件

- 1 掲載できる有料広告は、市議会の品位、公共性及び公益性を損なうおそれのないもので、次の各号のいずれにも該当しないものとします。
  - (1) 法令に違反し、又は違反するおそれがあるもの
  - (2) 公の秩序又は善良の風俗を乱すおそれがあるもの
  - (3) 政治活動、宗教活動又は選挙活動に係るもの
  - (4) 意見広告又は個人的な宣伝に関するもの
  - (5) 求人広告を主たる内容とするもの
  - (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業に関するもの
  - (7) 貸金業法(昭和58年法律第32号)第2条第1項に規定する貸金業に関するもの
  - (8) 誇大表示、不当表示その他表現方法が不適切であるもの
  - (9) 市議会が広告の対象となるものを推奨しているかのような誤解を与える表現のもの
  - (10) その他議長が適当でないと認めるもの
- 2 広告を掲載できる規格等については、市議会の定める基準によるものとします。
- 3 広告掲載料については、飯能市議会だより有料広告掲載決定通知書に記載された額を、指定された期限までに納入してください。
- 4 募集期間内に、募集枠以上の申込みがあったときは、抽選により、掲載できる方を決定します。また、希望枠が重なった場合も、抽選により決定します。
- 5 広告の内容に関する責任は、掲載を行う方が負うものとします。また、掲載された広告の管理は、掲載を行う方の負担とします。
- 6 版下原稿の作成及び広告の掲載等に係る経費は、すべて掲載を行う方の負担とします。
- 7 次のいずれかに該当する場合は、広告の掲載を取り消すことがあります。
  - (1) 議会運営上支障があるとき。
  - (2) 指定する期日までに版下原稿を提出しなかったとき。
  - (3) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
  - (4) 議長の承認を得ずに、広告の掲載の権利を他に譲渡し、又は貸与したとき。

様式第 2 号（第 8 条関係）

飯能市議会だより有料広告掲載決定（却下）通知書

議会発第 号  
年 月 日

様

飯能市議会議長

印

飯能市議会だより有料広告掲載に関する事務取扱要領第 8 条の規定により、  
下記のとおり決定したので通知します。

記

1 掲載することを決定します。	
掲載する発行号	月 1 日発行号
掲載する規格	号
広告掲載料	円
納付期限	年 月 日
備考	

2 掲載することを却下します。 (理由)
-------------------------